



広報

かじき

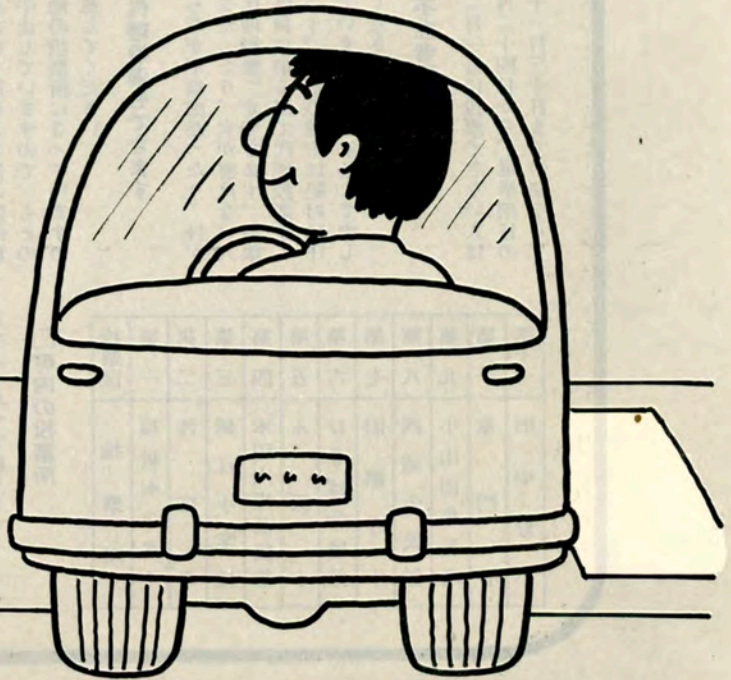
No. 232

昭和49年11月14日 発行

発行/加治木町役場

編集/総務課文書係

12月1日は
町長選挙の
投票日ですヨ



立会演説会／11月28日（木）

午後4時から・柁城小学校＝講堂

投票日 12月1日 午前七時から 午後六時まで

十二月一日は、任期満了による「町長選挙」が行われます。

加治木町の将来の発展を背負うべき責任のある人を選ぶ、町民にとっては重大な選挙です。

加治木町に居住し、選挙権のある人はみんな投票に参加し、住みよい生活の向上を願って明るい選挙で住民の代表者を選びましょう。金や品物につられず、義理や人情におぼれず、自分の信ずる人を選び、自分が選んでこそ、正しい政治が行われるゆえんでもあります。自分が投票する人をよく見きわめ、自分の意志で、早めに投票をすませましょう。

□立会演説会

すべての候補者の面影に接し、政策をじかに聞くことのできるのは、立会演説会しかありません。各候補者を比較検討し、直接、自分自身で判断することができ、随一の機会です。候補者の話をよく聞いて、投票しましょう。

期日 十一月二十八日（木）
時間 午後四時から
場所 柁城小・講堂

□投票できる人

満二十歳以上の日本人で、八月二十日以前から十二月一日まで引き続き住み基本台帳に登録されている人で、選挙人名簿に登録されている人（ただし失権者を除く）および登録される資格のある人。

□投票の時間

投票できる時間は、午前七時から午後六時までです。ただし、次の投票所は締め切りの時間を一時間くり上げて、午後五時までとなります。時間におくれて尊い一票を無駄にすることのないように、早めに投票をすませましょう。

午後五時までの投票所

▽第六投票区 ひなば公民館
▽第七投票区 旧鎮守小学校

□入場券を忘れずに

投票所においでのとときは、入場券をお忘れなくご持参ください。万一、入場券をなくしたり、当日忘れたりしても投票はできます。投票所の係員にその旨を、お話しください。そのときは本人である

ことを証明するものを係員に提示してください。

□投票所を間違わない

入場券に指定された投票所でない投票はできません。入場券をよく確かめてください。とくに最近、町内転居などで住所が変わった人は気をつけてください。

十一月初旬以降に町内転居をされたかたは、選挙人名簿の住所移動を中止していますので、もとの住所地の投票所になっていますので注意してください。

□代理投票もできます

からだか不自由だったり、目が見えなかったり、字が書けない人は「代理投票」ができます。投票所の係員に申し出て代理投票をしましょう。投票の秘密は絶対に守られていますから、安心して申し出てください。

□不在者投票の手続き

十二月一日に投票できない人は十一月二十四日から、選挙期日の前日十一月三十日までの間なら、

不在者投票ができます。

不在者投票をするには、本人が真実である旨の「宣誓書」を提出してもらいます。宣誓書は選挙人が自分で「私は……の理由で投票所に行けません。右間違ったことを誓います」と書いた書類のことです。

宣誓書の用紙は、町選管事務局にありますから、これを利用されますようおすすすめします。

□町内の投票所

投票区	投票所
第一	福祉センター
第二	性 応 寺
第三	錦江小学校
第四	木田内場公民館
第五	永 原 小
第六	ひなば公民館
第七	旧 鎮 守 小
第八	西 浦 公 民 館
第九	小山田集乳所
第十	竜 門 小
第十一	旧 中 野 小